

倉敷市建設工事等最低制限価格取扱要領

平成21年6月1日 制定

令和7年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、測量、建設コンサルタント業務等並びに樹木のせん定及びこれらに相当する業務委託（以下「造園業務委託」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）電子入札システム 倉敷市電子入札実施要綱（平成21倉敷市告示第374号）に規定する電子入札システムをいう。
- （2）電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- （3）紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- （4）くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号として入札書に記載された3桁の数字をいう。
- （5）到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- （6）決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象)

第3条 最低制限価格を設定する対象は競争入札に付する建設工事、測量、建設コンサルタント業務等及び造園業務委託とする。ただし、市長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事を除く。

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる計算式により算定した額（千円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 予定価格を事前公表する場合

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×（最低制限価格基準率+（0.0005X+0.00005Y））

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

(2) 予定価格を事後公表する場合

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×最低制限価格基準率

2 建設工事における最低制限価格基準率は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.77未満の場合は0.77とし、0.92を超える場合は0.92とする。ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあっては、計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。また、直接工事費に計上されていないスクラップ費がある場合（一般管理費等の計上後に控除する場合）にあっては、直接工事費からそのスクラップ費を減じた数値を直接工事費として算定するものとする。

（設計上の直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68）÷工事価格

3 測量、建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表（1）から（4）までに掲げる額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）の合計額を予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額で除して算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。ただし業種区分ごとに、測量業務については算出した率が0.82を超える場合は0.82と、0.6を下回る場合は0.6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については算出した率が0.81を超える場合は0.81と、0.6を下回る場合は0.6とするものとし、地質調査業務については算出した率が0.85を超える場合は0.85と、0.67を下回る場合は0.67とするものとする。

なお、業務が複数の業種区分からなる場合においては、業種区分ごとに算出の基礎となつた同表（1）から（4）までに掲げる額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた

額) の合計額をそれぞれの業種区分の業務価格で除して得た率(それぞれの業種区分の率の範囲内で小数点第3位以下を切り捨てた率)にそれぞれ業種区分の業務価格を乗じて得た額を合算した額を、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額で除して算出した率(小数点第3位以下を切り捨てた率)とする。

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 × 0. 5	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 × 0. 6	諸経費の額 × 0. 6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 0. 9	一般管理費等の額 × 0. 5
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 × 0. 9	解析等調査業務費の額 × 0. 8	諸経費の額 × 0. 5
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 0. 9	一般管理費等の額 × 0. 5

4 造園業務委託における最低制限価格基準率は0. 77とする。

5 入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力又は記入するものとし、第1項第1号の場合においては、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して最低制限価格を算定する。

なお、電子入札に書面により参加する場合にあって、くじ番号の記入を省略されたとき及び「000」と記入されたときは「999」と記入されたものとみなし、紙入札による場合にあって、くじ番号の記入を省略されたときは「999」と記入されたものとみなして決定くじ番号を決定する。

6 第1項第1号の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前5項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該算定額を下回った場合は、同号の規定に基づいた計算式により、X及びYに0を代入して算定した額を最低制限価格として決定するものとする。

7 入札執行者は、第1項第2号による場合を除いて、当該入札の開札後直ちに前6項の規定

により最低制限価格を決定し、入札者（電子入札の場合は、立会人とする。）に発表するものとする。

（最低制限価格の計算式等の公表）

第5条 最低制限価格の計算式は、インターネット上の入札情報公開システムに掲載するほか、当分の間、契約事務担当課においても書面により一般の閲覧に供するものとする。

2 最低制限価格は、落札者が決定した日の翌日からインターネット上の入札情報公開システムに掲載するほか、当分の間、契約事務担当課においても書面により一般の閲覧に供するものとする。